

会費規程

公益社団法人日本輸入食品安全推進協会

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本輸入食品安全推進協会（以下「本協会」という。）における会費の額及び納入方法に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(種類)

第2条 会費の種類は、入会金と会費（年会費）とする。

(1) 入会金は、新規加入した正会員が入会時に納入する。

(2) 会費（年会費）は、正会員、賛助会員が毎年納入する。

(入会金の金額と納入期限)

第3条 入会金は10万円とし、入会后3ヶ月以内に納入する。

(会費の金額と納入期限)

第4条 正会員の会費は20万円とし、毎年6月末日又は入会3ヶ月以内に納入し、年度の途中で入会及び退会する場合、月割りで計算した金額とする。

2 賛助会員の会費は1口10万円1口以上とし、毎年6月末日及び入会后3ヶ月以内に納入する。

3 会費の2分の1以上を公益目的事業に用いる。

(納入方法)

第5条 入会金と会費の納入は、原則として本協会口座への振込とする。

(不返還)

第6条 既納の入会金と会費は、定款第11条により返還しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本協会の設立の登記の日から施行する。